

## 令和3年度静岡県献血推進計画（案）について（概要）

## 1 位置付け

- 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、毎年度、都道府県が定め、公表するよう努めることとされた法定計画である。

<関連条文>

第10条 第5項	都道府県は、(国が定める) <u>基本方針及び(国の) 献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。</u>
第10条 第6項	都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 静岡県献血推進計画は、例年度、国の献血推進計画や日本赤十字社が策定する献血受入計画との調和から、以下の3項目で構成されている。

- (1) 献血により確保すべき血液の目標量
- (2) 目標量を確保するために必要な措置
- (3) その他献血の推進に関する重要事項

## 2 令和3年度の計画の特徴

## ●献血者確保目標人数の変更

- ・145,800人（前年比800人減。献血の種類ごとの人数の見直しによる）

## ●新型コロナウイルス感染症対策の追加

- ・安心・安全な献血環境の保持（職員の健康管理、献血会場の衛生管理）
- ・献血予約の推進（感染防止、安定的な献血確保）
- ・SNS等による情報発信（感染防止対策、安全な献血環境、外出制限時の献血協力）

## 3 静岡県において令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量（案）

## (1) 献血により確保すべき血液量

区分	全血献血	成分献血			合計	
		血小板成分献血	血漿成分献血	小計		
血液量	R3	34,732L	5,736L	18,107L	23,843L	58,575L
	R2	34,760L	5,642L	17,676L	23,317L	58,077L

## (2) 献血者確保目標人数

献血の種類	R3		R2	
	血液確保目標量	献血者確保目標人数	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL 献血	508L	3,500人	600L	4,200人
400mL 献血	34,224L	96,700人	34,160L	97,200人
成分献血	23,843L	45,600人	23,317L	45,200人
計	58,575L	145,800人	58,077L	146,600人